

## 令和8年度十和田市庁舎内有料広告募集要項

市では、庁舎の壁面を広告媒体として活用する有料広告事業を展開することにより、市民等の情報発信の手段の提供、地域の事業者等が行う事業の周知等、市民サービスの向上及び地域経済の活性化に資することを目的として、次のとおり庁舎内に掲載する広告を募集します。

### 1 募集内容

#### (1) 広告の形態

庁舎本館の壁面にポスター広告を掲載します。

※ 市が準備するポスター掲載用フレーム枠にポスターを収納し、広告の掲載を行います。

#### (2) 広告の掲載場所、広告枠数及び広告枠の規格

No	掲載場所 (※1)	枠数	広告枠の規格 (サイズ)
1	庁舎本館 1 階東側エレベーター扉前の壁面	各 1 枠	日本産業規格 A2 サイズ縦判 (縦594mm×横420mm) (※2)
2	庁舎本館東側エレベーター内の壁面		
3	庁舎本館西側エレベーター内の壁面		
4	庁舎本館 1 階東側トイレ内の壁面 (男性トイレ)		
5	庁舎本館 1 階東側トイレ内の壁面 (女性トイレ)		
6	庁舎本館 1 階西側トイレ内の壁面 (男性トイレ)		
7	庁舎本館 1 階西側トイレ内の壁面 (女性トイレ)		

※1 広告の掲載の具体的な位置・掲載イメージ及び広告枠の配置については、別紙1及び別紙2を参照してください。

※2 ポスター掲載用フレーム枠 (A2 サイズ) に収納できるサイズの広告であれば、A2 サイズに限らず掲載できます (例: 2種類の A3 サイズポスターを作成し、一つの広告枠に収納する等)。

#### (3) 広告の掲載期間

行政財産使用許可 (後述) を受けた日から令和9年3月31日までの希望する期間

※ 広告の掲載に係る期間 (庁舎の壁面の使用許可期間) は1か月を単位として申込みできます。ただし、掲載期間に1か月に満たない端数がある場合は、その日数について日割りで計算します。

(4) 広告の掲載に係る負担費用

① ポスター広告の作成費用（必要部数分）

② 行政財産使用料（後述）

※ 申込書類の提出に要する費用についても、申込者の負担となります。

(5) 掲載する広告の制限等

① 十和田市有料広告の掲載に関する要綱第3条各号に該当する次の広告は、掲載できません。

- ・ 市の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- ・ 公の秩序及び善良の風俗に反するおそれのあるもの
- ・ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝に係るもの
- ・ 法令等（青森県及び市の条例、規則を含む。）に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- ・ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- ・ その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

② 広告の内容及びデザインは、十和田市有料広告の掲載に関する要綱を順守し、庁舎内に掲載することを十分考慮したものとします。

(6) 広告内容の審査及び掲載の可否の決定

① 広告の募集期間の終了後、申込内容及び広告原稿等を審査の上、広告の掲載の可否を決定します。

② 広告の掲載の可否の決定に際して、広告内容の一部の修正を条件とする場合や、掲載期間が希望する期間の一部のみとなる場合等があります。

(7) 公開抽選

募集期間内に同一の掲載枠に複数の掲載の申込みがあった場合は、使用期間が長いほうを優先します。使用期間も同じであった場合は公開抽選を行い、広告の掲載の可否を決定します。

※ 公開抽選を実施するときは、後日、申込者に連絡します。

## 2 庁舎本館について

(1) 開庁時間

午前8時30分から午後5時15分まで（市民課の窓口業務の一部については、月曜日は午後6時30分まで）

※ 土曜日・日曜日・祝日・年末年始12月29日から1月3日までは閉庁

(2) 来庁者概数

約9,900人／月

※ 本館1階発券機の月間平均発行枚数に基づいています。あくまでも来庁者数を計

る上での参考値です。

- (3) 庁舎本館に勤務する職員概数  
約300人

### 3 申込方法

- (1) 申込単位

申込みは1枠単位で、複数枠の申込みも可能です。

- (2) 確認事項

申込みに当たっては、十和田市有料広告の掲載に関する要綱を必ずご確認ください。

- (3) 提出書類

以下の書類を持参、郵送、メール又はファックスのいずれかの方法により、下記申込先までご提出ください。

① 十和田市有料広告掲載申込書

② 広告原稿（紙原稿で提出する場合は、A4サイズに縮小したもの）

※ 事業内容等について、概略をまとめたパンフレット等の資料がありましたら添付してください。

※ 持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までに、下記申込先までご提出ください。

- (4) 募集期間

令和8年3月2日（月）から令和8年3月10日（火）まで（期日必着）

※ 掲載決定通知（掲載非決定通知）は、令和8年3月16日（月）を目途に発送する予定です。ただし、下記の抽選を行ったときは、追加の日数を要する場合があります。

※ 上記募集期間の経過後、広告を掲載していない広告枠がある場合は、以降、先着順にて受付します。

- (5) 申込先

〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号

十和田市役所総務部管財課（有料広告事業担当）

電話：0176-51-6707（直通）

Eメール：kanzai@city.towada.lg.jp

### 4 行政財産の使用許可及び広告の掲載に係る負担費用等

庁舎の壁面への広告の掲載に際しては、広告の掲載の決定後、十和田市財産規則に基づき「行政財産使用許可申請書」を提出し、許可を受けるとともに、十和田市行政財産使用料徴収条例に基づく使用料を納付してください。

- (1) 行政財産使用料

1枠あたり月額 3,000円（消費税含む。）

- (2) 納付

広告の掲載の決定及び行政財産使用許可後、市が発行する納入通知書により、指定

の期日までに行政財産使用料を一括で納付してください。

## 5 注意事項

- (1) 広告の掲載の決定をした後に広告掲載の申込内容に虚偽があることが判明した場合は、当該決定を取消します。
- (2) 広告の掲載後であっても、広告の内容等が十和田市有料広告の掲載に関する要綱等に抵触することが明らかとなった場合は、広告の修正又は掲載の停止若しくは取消しをすることがあります。
- (3) 広告の掲載期間中、広告主の都合により広告の内容等を変更しようとするときは、事前に市と協議の上、改めて変更後の広告内容の審査をし、広告の掲載の可否について決定します。
- (4) 広告の掲載及び広告の掲載期間（行政財産使用許可期間）の満了後における撤去作業は、広告主の立会いのもと、市が行います。
- (5) 提出された申込に係る書類等は、返却しません。

## 6 その他

この募集要項に定めるものほか、当該事業の実施については、十和田市有料広告の掲載に関する要綱に基づくとともに、当該要綱等に定めのないものの取扱いについては、市の指示に従い対応してください。